

2009年度 東北大学法科大学院入学試験  
試験科目：公法（行政法）

次の事案について、下記の【設問1】～【設問3】に答えよ。

【事案】

Xは、政治団体Aの代表者であり、A主催の講演会を開催するため、B市の市民会館ホールの利用許可申請をB市の市長Yに対して行った。

この市民会館は、地方自治法第244条第1項にいう「公の施設」に当たり、同法第244条の4第1項は、次の通り定めている。

\* 地方自治法第244条の4第1項：普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

【設問1】Xの申請に対し、Yは一旦許可をしたもの、その後まもなく許可を取り消した。その理由は、Aの活動に反対する者から強い抗議があり、Aの利用を認めると、当日、会場やその周辺で混乱が起こる可能性があり、安全上問題がある、というものであった。ところが、関係法令（条例を含む）には、このような場合に許可を取り消すことを許容する規定は置かれていなかった。本件許可取消処分は、明文の根拠規定がないという理由だけで、すでに違法であるといえるか。

【設問2】本件許可取消処分が行われるに当たり、原則として、Xにはどのような手続保障が与えられるべきか。B市の行政手続条例には、行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）と同様な規定が置かれていることを前提にして答えよ。

【設問3】本件許可取消処分について、Xは、不服申立てを行いたいと考えている。いかなる機関に対して、どのような不服申立てを行うことができるか（複数の可能性がある場合には、その相互の関係も含めて、すべて挙げること）。